

平成27年3月23日
北九大規程第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人北九州市立大学公的研究費取扱規程（平成27年北九大規程第2号）第12条に基づき、公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）における公的研究費の会計処理等に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、監査対象者とは、公的研究費の交付を受けた教員及びその公的研究費の支出事務を行う部署の職員等をいう。

(内部監査部門及びその構成)

第3条 監査は、別途組織する内部監査部門が行うものとする。

- 2 内部監査部門の長は、研究を担当する副学長（以下「副学長」という。）をもって充てる。
- 3 その他の担当者については、本学の会計処理等について専門的能力を有している者の中から、副学長が指名するものとする。

(内部監査部門の権限)

第4条 内部監査部門は、監査対象者に対し、監査実施上必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

- 2 内部監査部門は、必要があると認めるときは、本学外の関係先に内容の照会又は事実の確認を求めることができる。

(監査対象者の協力義務)

第5条 監査対象者は、監査が円滑かつ効果的に実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査実施の通知)

第6条 副学長は、監査の実施に当たっては、あらかじめ監査の実施日時を監査対象者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合又は特に必要があると認められる場合には、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査方法)

第7条 監査は、書面監査と実地監査及びリスクアプローチ監査を行うものとする。

- 2 書面監査は、関係書類の精査、帳票等の突合及び関係諸規則に基づく調査等により実施するものとする。
- 3 実地監査は、直接監査対象者に赴き、実査、立会、確認、質問等により実施するものとする。
- 4 リスクアプローチ監査は、研究者の一部を対象に、不正が発生するリスクの高い事項に対して重点的にサンプル抽出を実施するものとする。

(モニタリングの検証)

第8条 副学長は、本学のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かについて検証を行わなければならない。

(内部監査を担当する者の責務)

第9条 内部監査を担当する者は、事実の認定及び処理の適正性の判断について、常に公正かつ厳正でなければならない。

2 内部監査を担当する者は、監査により知り得た事項を他に漏らし、又は自己のために窃用してはならない。

3 内部監査を担当する者は、監査の実施に当たり、監査対象者の業務に著しい支障が生じないよう配慮しなければならない。

(監査結果の説明等)

第10条 内部監査を担当する者は、監査の終了後、その結果を文書により監査対象者に通知し、監査対象者から当該文書について意見等が述べられたときは、十分にこれを参酌し、監査報告書の作成に資するものとする。

(監査報告)

第11条 副学長は、監査終了後、速やかに監査結果をまとめた監査報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(改善等の指示)

第12条 学長は、前条の監査報告書により改善等の措置を講じる必要があると認めるときは、監査対象者に対し、業務改善等の指示を行うものとする。

2 監査対象者は、前項の指示を受けた場合には、書面によりその改善結果を学長に報告しなければならない。

(他の監査機関との調整等)

第13条 内部監査部門は、本学の監事及び会計監査人と十分に連携しなければならない。

(内部監査の事務)

第14条 内部監査の事務は、学術振興課及び企画管理課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

(公立大学法人北九州市立大学公的研究費内部監査規程の廃止)

2 公立大学法人北九州市立大学公的研究費内部監査規程（平成19年9月4日施行）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平令2年4月1日から施行する。